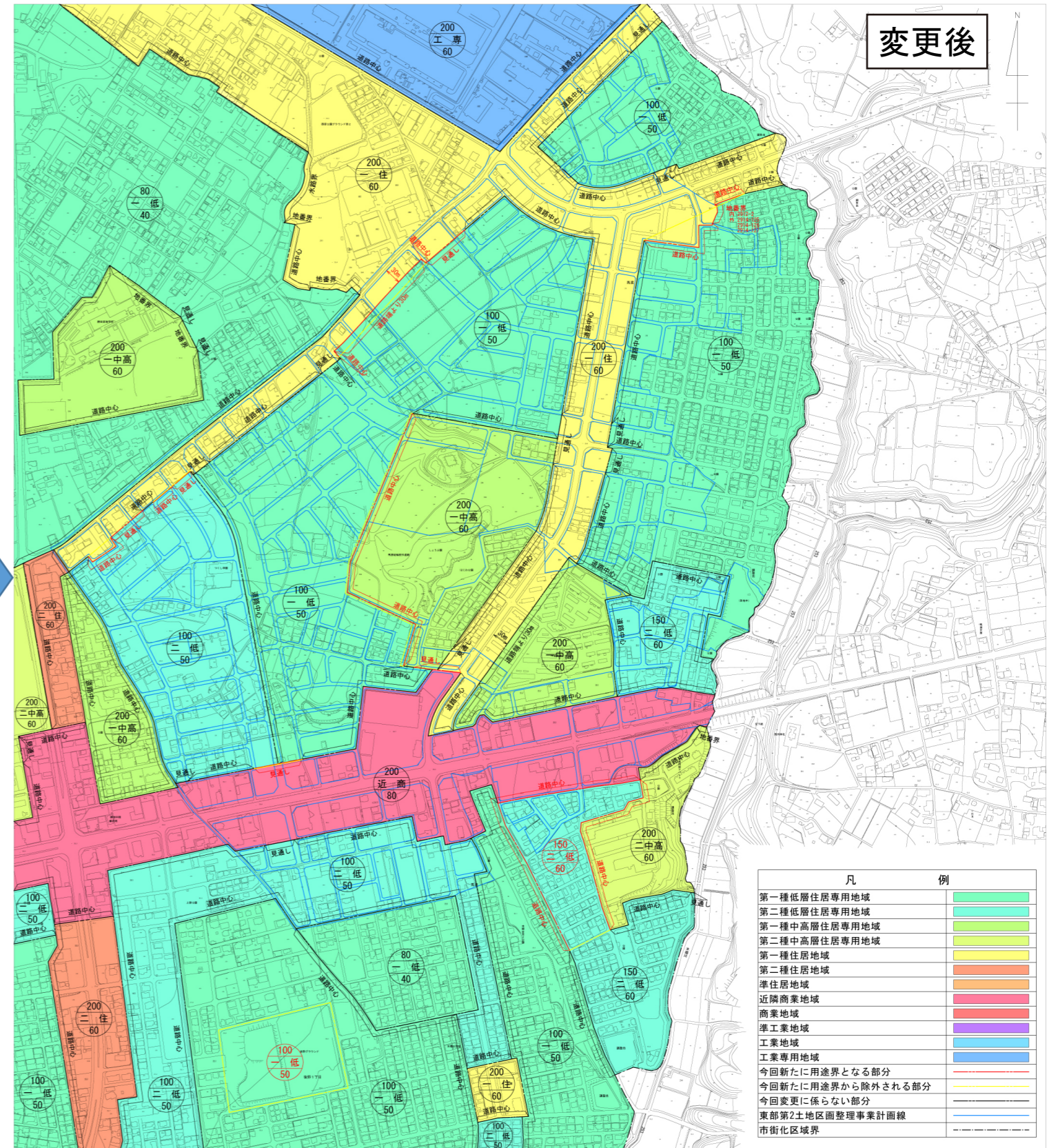
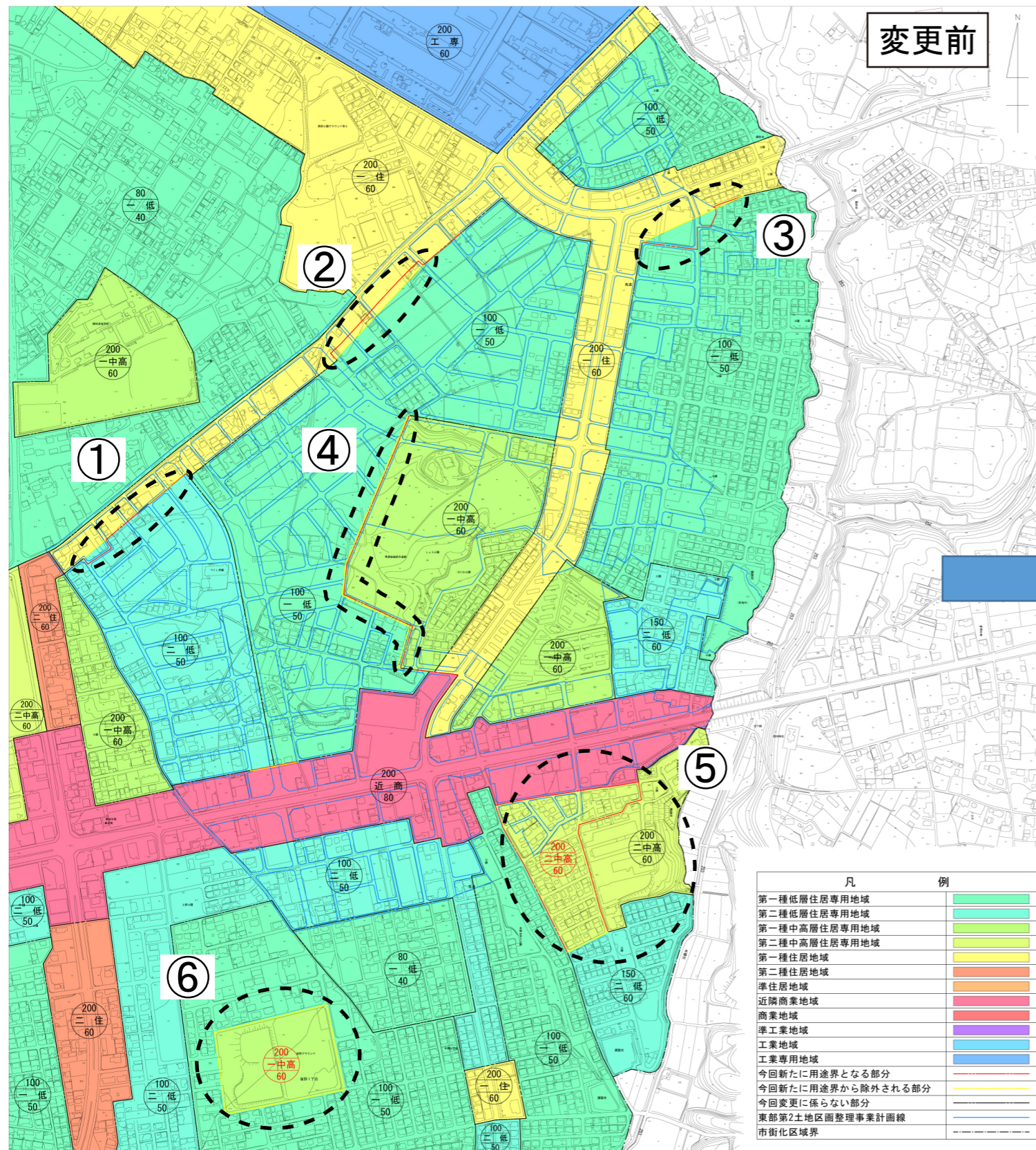


# 東部地区 用途地域・地区計画の変更案 新旧対照図



## 【用途地域変更理由】

これまで用途地域の境界は、土地利用の計画に合わせて区画道路の中心線を基準に指定してきました。区画整理事業の見直しに伴い、一部の区域で土地利用の計画や街区構成が変更されたことから、これまでの境界線と整合が図れない箇所が生じました。また、日本加工製紙社宅跡地の周辺では、宅地開発により低層住宅地が整備されており、現在の良好な住環境の維持が求められます。今回の用途地域の変更は、現在の土地利用や街区構成と整合の取れた用途地域を設定することで、合理的な土地利用を図るために行うものです。

## 【地区計画変更理由（東部第2地区のみ）】

地区計画の境界は、用途地域の境界設定に合わせる形で指定してきました。前述のとおり、区画整理事業の見直しに伴い用途地域の境界線を一部変更することから、地区計画の境界線についても境界線を変更することで、土地利用の適正な規制・誘導を図り良好な街並みを形成しようとするものです。